

あんなか兄弟姉妹会 ケセラセラ

会則

第1章 総則

- 第1条 この団体を、あんなか兄弟姉妹会ケセラセラと称する。
- 第2条 この団体の事務所は、安中市松井田町松井田 564（特定非営利活動法人 Annaka ひだまりマルシェ内）に置く。
- 第3条 この団体は、地域とのつながりをもち、精神保健福祉領域との架け橋となることを目的とする。
- 第4条 この団体は前条の目的を達成するために以下の活動を実施する。
- (1) ピアサポート活動
 - (2) 「リカバリーカレッジあんなか」の運営
 - (3) 精神保健福祉に関する活動

第2章 会員

- 第1条 この団体の会員は以下の2種類とする。
- (1) 正会員
 - (2) 賛助会員
- 第2条 会員として入会する者は、会員登録書提出を以て会員と認められる。
- 第3条 正会員は会の運営に関わる者とする。
- 第4条 賛助会員は会の目的に賛同する者とする。
- 第5条 会員は別に定める会費を納入する。

第3章 組織

- 第1条 この会に次の役員を置く。
- (1) 代表
 - (2) 副代表
 - (3) 会計
 - (4) 監査
- 第2条 前条に定める役員は正会員の互選により選出する。
- 第3条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第4条 代表は、この団体を代表し、その業務を統括する。
- 第5条 副代表は会長を補佐し、これが欠ける時、その職務を代行する。
- 第6条 会計は団体の会計を統括する。
- 第7条 監査は会の運営及び会計を監査する。

第4章 会議

- 第1条 この団体は、年1回総会を開催し、正会員を構成員とする。

第2条 必要がある場合は臨時総会を開催することができる。

第3条 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき

(3) 監査が召集するとき

第4条 総会は、委任状を含む正会員の過半数の出席を以て成立する。

第5条 議事は出席した正会員の過半数を以て決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。

第6条 総会は以下の事項について議決する

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 役員を選任及び解任

(4) その他団体の運営に関わる事項

(5) 正会員の3分の2以上の承認をもって会則の変更を行う

第7条 この団体は必要がある場合は役員会を開催する。

第8条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

第9条 役員会は次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会議の執行に関する事項

第10条 会議の議事録については、必要事項を記載した議事録を作成しなければならない。

第11条 この団体の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 附則

この会則は、2019年6月9日から施行する。

2019年12月22日から一部変更する。